

令和2年第11回（2020年第11回）
八街市農業委員会総会

令和2年11月5日
八街市農業委員会

令和2年第11回（2020年第11回）農業委員会総会

令和2年11月5日午後3時00分 八街市農業委員会総会を
八街市役所総合保健福祉センター大会議室に招集し、内容は次の
とおりである。

1. 出席者

<農業委員>

- | | | |
|----------|----------|----------|
| 1. 山本重文 | 5. 古市正繁 | 9. 長野猛志 |
| 2. 佐伯みつ子 | 6. 円城寺伸夫 | 10. 貫井正美 |
| 3. 中村勝行 | 7. 藤崎 忠 | 11. 岩品要助 |
| 4. 今関富士子 | 8. 山本元一 | |

<農地利用最適化推進委員>

- | | | |
|---------|----------|----------|
| 1. 繁田順一 | 7. 望月浩樹 | 13. 板倉 功 |
| 2. 糸久邦夫 | 8. 山本和秀 | 14. 鶴澤良一 |
| 3. 井口智昭 | 9. 小山哲章 | 15. 高橋 猛 |
| 4. 保谷研一 | 10. 京増恒雄 | 16. 中村宏之 |
| 5. 浅羽宏明 | 11. 小川正夫 | 17. 寺嶋邦夫 |
| 6. 師岡重良 | 12. 實川彰一 | 18. 石井一男 |

2. 欠席者

なし

3. 事務局

事務局長	梅澤孝行	主 査	齋藤康博
主 査	太田謙一	主 査	市原ふみよ

4. 議決事項

- 議案第1号 農地法第4条の規定による許可後の計画変更承認申請について
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について
議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第5号 軽微な農地改良事業適合証明の交付について
議案第6号 農用地利用集積計画（案）の承認について
議案第7号 相続税の納税猶予に関する適格者証明の交付について

5. その他

- 報告第1号 農用地利用集積計画の中途解約に係る通知について

報告第2号 農地法施行規則第53条第14号の規定による農地転用の届出について
(認定電気通信事業者)

○梅澤事務局長

開会を宣す。(午後3時00分)

○岩品会長

令和2年第11回総会にあたり一言ごあいさつ申し上げます。

本日は、大変お忙しい中、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

(聴取不能)

さて、今月の案件は、農地法第4条、5条、本体で22件、4条計画変更1件、5条計画変更3件、その他議案3件が提出されております。

慎重審議をお願いし、開会の挨拶とします。

ただいまの出席農業委員は11名全員ですので、この総会は成立いたしました。

また、農地利用最適化推進委員の出席は18名です。

それでは、日程に従いまして会務報告をお願いします。

○梅澤事務局長

会務報告をいたします。

10月12日月曜日、午後1時30分より、転用事実確認現地調査を調査委員会調査班第2班、山本重文班長、今関委員、円城寺委員で実施しました。

10月14日水曜日、午後3時より、農地利用最適化に関する意見書を、岩品会長、貫井副会長で、市長及び議長に提出してきました。

10月20日火曜日、午後1時30分より、転用事実確認現地調査を調査委員会調査班第3班、山本元一班長、中村勝行委員、藤崎委員で実施しました。

10月23日金曜日、午後1時30分より、香取・印旛ブロック女性農業委員の会研修会及び会議を八街市が幹事で開催し、佐伯委員、今関委員に参加いただきました。また、来賓として岩品会長にご出席いただきました。

10月29日木曜日、午後1時30分より、転用事実確認現地調査及び調査委員会現地調査を調査委員会調査班第1班、長野班長、佐伯委員、古市委員、推進委員の保谷委員、中村宏之委員で実施しました。

11月2日月曜日、午後1時30分より、調査委員会面接を調査委員会調査班第1班、長野班長、佐伯委員、古市委員、推進委員の保谷委員で実施しました。

以上です。

○岩品会長

次に、議事録署名人の選任については、議長から指名することでご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○岩品会長

ご異議がなければ、こちらから指名します。

今月は、議席番号9番、長野猛志委員、10番、貫井正美副会長をお願いします。

議事に入ります。

議案第1号、農地法第4条の規定による許可後の計画変更承認申請についてを議題とします。
事務局、説明願います。

○太田主査

それでは、3ページをご覧ください。議案第1号、農地法第4条の規定による許可後の計画変更承認申請についてご説明いたします。

番号1、所在、八街字中土手地先、地目、畑、当初許可の面積1,990平方メートルのうち0.67平方メートル、変更後の面積、1,990平方メートルのうち0.61平方メートル、目的、営農型太陽光発電設備用地、変更事由、令和元年台風の影響で太陽光発電設備の一部が倒壊し、復旧作業を行ったが、当初の太陽光パネル及び架台杭等の生産が終了しているため、現行で生産されている物へと変更したい。また、下部農地作物は、当初ダイカンドラであったが気候変動に弱く連作障害が出てきたため、気候変動を受けにくいヒサカキに変更したいというものです。

農地の区分は、農用地域内にある広がりのある農地であることから、第1種農地と判断されます。

以上です。

○岩品会長

議案の説明が終わりましたので、担当委員の望月委員、調査報告をお願いします。

○望月委員

議案第1号、農地法第4条の規定による許可後の計画変更承認申請について、議案第1号1番の調査結果を報告します。

立地基準ですが申請時は八街市役所から西に約3キロメートルに位置し、八街市道からの進入路は確保されています。農地区分としては事務指針26ページ②の㉑に該当するため第一種農地と判断。また、営農型太陽光発電設備の支柱部分の一時転用であることから、事務指針30ページ②の㉒による例外に該当します。

本申請の変更事由は、令和元年台風の影響で太陽光発電設備の一部が倒壊し、復旧作業を行ったが、当初の太陽光パネル及び架台杭等の生産が終了しているため、現行で生産されている物へと変更したいというもので、内容については、太陽光発電設備の当初計画は、杭が144箇所、0.65平方メートル、支柱が2箇所、0.02平方メートルでしたが、変更後は杭が132箇所、0.59平方メートル、支柱が2箇所、0.02平方メートルとなり、杭が減った分、1,990平方メートルのうち0.67平方メートルから0.61平方メートルとなります。また、下部農地作物は当初ダイカンドラであったが、気候変動に弱く連作障害が出てきたため、気候変動を受けにくいヒサカキに変更したいということです。

現場は復旧工事も終了し、農地部は耕作するための手入れもされております。

また、権利者と耕作者が異なることから、再度念書によりお互いの責任について確約をされておりますので、本案件は、何ら問題ないものと思われまます。

以上で調査報告を終わります。

○岩品会長

担当委員の調査報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○岩品会長

質疑がなければ、質疑を打ち切り採決します。

議案第1号1番を、許可相当で決定することに、賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、1番は許可相当で決定します。

次に、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とします。

この議案は調査委員会案件です。調査班第1班が担当したので、長野班長から調査報告をお願いします。

○長野委員

議案第2号1番について、調査班第1班が担当しましたので、ご報告いたします。

10月29日、現地確認調査を、調査班第1班の私と佐伯委員、古市委員、貫井副会長、地区担当推進委員の保谷委員と中村委員、事務局の齋藤主査、太田主査で行いました。11月2日、市役所第1会議室において、面接調査を実施しました。調査班第1班と保谷委員、事務局の齋藤主査と太田主査、印旛農業事務所の田村氏と権利者ご夫婦で行いました。

立地基準は、八街駅より南に約2.5キロメートルに位置し、木原入口交差点入口の市道からの赤道に面しており、進入路は確保されています。農地区分としては、事務指針26ページ②の㉔に該当するため、第1種農地と判断しました。第一種農地の場合、事務指針30ページ②の㉔による例外に該当します。

本申請は一時転用継続申請で、初年度の申請が平成26年で、平成29年度の一時転用継続申請で3年間の許可ができず、その後、3年間続いて1年間の許可で継続をしている案件であります。

太陽光の下部にブルーベリーが450本植えてあります。その苗は3年もので、現在6年ものになっています。また太陽光の下部以外に、設備間に150本植えてあります。そちらは初年度に3年ものを植えているので、現在9年ものになっています。面接時において、栽培指導について、日本ブルーベリー協会に加入し講習を受けてはいるが、実際、現地においての指導は受けていないとのことでした。成功されている方に直接指導してもらうことも必要ではないか。

今回、販売実績となる収量が示されていなかったもので、後日、本総会前までに具体的な収量、また実のついた状態の写真や、出荷時のパッケージの様子が分かる写真などの提示を求めました。昨日、令和2年度の出荷量のデータを事務局に提出されましたが、一部において正当性が認められませんでした。千葉市若葉区の直売所に出荷した94パック(500グラム入)47キログラムについては、支払精算書があり、証明できますが、その他、4箇所の

直売所に出荷した1, 222パック611キログラムについての根拠となるものが、全く示されていませんでした。提出された数字が正しければ、県の10アールあたりの平均収量が298キログラムで考えると、面積14.4アールですので、十分クリアしていることになります。

また、先ほどお話ししたように太陽光設備と設備の間に150本のブルーベリーが植えられており、下部の苗より大きく成長しており、下部以外のものと一緒にはいけない事を話したら、あくまで下部のみの収量であることを強調はされていました。

最後に確認事項として、一時転用期間は3年以内であることについて、確認し了承済。営農の縮小、生産物の著しい劣化はないことについて、確認し了承済。毎年の営農状況を報告ができることについて、報告可能。営農が適切でない場合は、撤去指導となることについて、確認し了承済。

調査班第1班としては、出荷量に対しての一部信憑性に欠けることや、写真などでの提示に対しても提出がなく、このようなことから大変悩みましたが、来年度の収穫時に実際の状況を見たり、今後の指導についても1年間の許可とし、経過を見ていってはどうかという結論になりました。

よって、調査班第1班としましては、1年間での許可相当と判断をしました。

以上で報告を終わります

○岩品会長

担当班長の調査報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○岩品会長

質疑がなければ、質疑を打ち切り採決します。

議案第2号1番を、班長報告のとおり、許可期間1年の条件を付けて、許可相当で決定することに、賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、議案第2号1番は許可期間1年の条件付き許可相当で決定します。

次に、議案第3号、農地法5条の規定による許可後の計画変更承認申請についてを議題とします。

事務局、説明願います。

○太田主査

それでは、5ページをご覧ください。議案第3号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請についてご説明いたします。

番号1と番号2は、同様の内容となりますので、一括してご説明いたします。

番号1、所在、八街字外満木山地先、地目、畑、面積833平方メートルのうち0.35平方メートル。

番号2、所在、八街字中土手地先、地目、畑、面積500平方メートルのうち0.35平方メートル、目的、営農型太陽光発電設備用地、変更事由、下部農地作物は、当初ダイカンドラであったが気候変動に弱く連作障害が出てきたため、気候変動を受けにくいヒサカキに変更したいというものです。

農地の区分は、番号1は、農業振興地域整備計画において定められた、農用地区域内にある農地に該当し、番号2は、農用地域内にある広がりのある農地であることから、第1種農地と判断されます。

番号3、所在、山田台字山田台地先、地目、畑、当初許可の面積988平方メートルのうち0.33平方メートル、変更後の面積988平方メートルのうち0.32平方メートル、目的、営農型太陽光発電設備用地、変更事由、令和元年台風の影響で太陽光発電設備の一部が倒壊し、復旧作業を行ったが、当初の太陽光パネル及び架台杭等の生産が終了しているため、現行で生産されている物へと変更したい。

また、下部農地作物は、当初ダイカンドラであったが気候変動に弱く連作障害が出てきたため、気候変動を受けにくいヒサカキに変更したいというものです。

農地の区分は、農業振興地域整備計画において定められた、農用地区域内にある農地に該当いたします。

以上です。

○岩品会長

議案の説明が終わりましたので、担当委員の調査報告をお願いします。

最初に、議案第3号1番、2番について、望月委員、調査報告をお願いします。

○望月委員

議案第3号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について、1番と2番は同一状況のため、一括して調査結果を報告します。

まず、議案第3号1番の立地基準ですが、申請地は八街市役所から西に約4キロメートルに位置し、八街市道からの進入路は確保されています。農地区分としては農業振興地域整備計画における農振農用地です。しかし申請は営農型太陽光発電設備ということで、支柱部分の一時転用であることから、事務指針29ページ①の㉔による例外に該当します。

次に議案第3号2番の立地基準ですが申請地は八街市役所から西に約3キロメートルに位置し八街市道からの進入路は確保されています。農地区分は事務指針26ページ②の㉔に該当し、第1種農地と判断されます。また、同じく事務指針30ページ②の㉔による例外に該当します。

本申請は、議案第3号1番、2番ともに太陽光パネル下部農地作物の変更申請です。当初ダイカンドラであったが、気候変動に弱く連作障害が出てきたため、気候変動を受けにくいヒサカキに変更したいというものです。ヒサカキの選定理由として、ヒサカキは苗植付け部を下部農地から30センチメートルから50センチメートル上げることにより、水害を防止できる。また、育成においては、苗の仕入れ、栽培の管理指導、販売先まで一貫して行える

体制が整っているということです。

次に本案件は営農型太陽光発電事業ということで、権利者と義務者と耕作者が異なることから、再度、念書によりお互いの責任について確約をされています。

現地の状況ですが、ヒサカキ定植の準備中で除草等の手入れがされています。

以上の結果から、本案件は何ら問題ないと思われます。

以上で調査報告を終わります

○岩品会長

次に、議案第3号3番について、板倉委員、調査報告をお願いします。

○板倉委員

議案第3号3番、農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について、調査報告申し上げます。

まず立地基準ですが、市立二州小学校より西へ約1.2キロメートルに位置し、八街市の市道に面しており、進入路は確保されています。案件も営農型太陽光発電設備用地であり、許可済用地で事務指針29ページ①の㊸に該当します。

平成30年2月27日付で許可を受け、今年の台風による発電設備のパネルが倒壊し、当初のパネル、支柱がなく現行で生産されているものへと変更したい、また、合わせて当初ダイカンドラでしたがヒサカキに変更したいとの申請であります。

これらの変更にあたり、雨水に関しては、敷地内自然浸透で長きにわたり耕作の放棄を防ぎながら地域社会に貢献する目的を持っての事業です。本案件は、問題ないと思われます。

以上で調査報告を終わります

○岩品会長

担当委員の調査報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑ありませんか。

○藤崎委員

議案第3号3番について、面積が0.01平方メートル変わっただけでも、申請が必要なのでしょうか。

○太田主査

転用する面積が変わるので、変更申請が必要となります。

○藤崎委員

分かりました。

○岩品会長

今回の案件は、なぜ0.01平方メートル減ってしまったのですか。

○太田主査

倒壊する前のパネルに比べて、性能がよくなり発電量が多くなったため、パネルの枚数が減り支柱の本数も減ったことによるものです。

○岩品会長

ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○岩品会長

質疑がなければ、質疑を打ち切り採決します。

最初に、議案第3号1番を、許可相当で決定することに、賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、1番は許可相当で決定します。

次に、議案第3号2番を、許可相当で決定することに、賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、2番は許可相当で決定します。

次に、議案第3号3番を、許可相当で決定することに、賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、3番は許可相当で決定します。

次に、議案第4号農地法5条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局、説明願います。

○太田主査

それでは、6ページをご覧ください。議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請についてご説明いたします。

番号1から番号5は、同様の内容となりますので、一括してご説明いたします。

番号1、所在、八街字榎台地先、地目、畑、面積508平方メートルのうち0.34平方メートル。

番号2、所在、地目同じく面積、545平方メートルのうち0.35平方メートル。

番号3、所在、八街字鳴沢台地先、地目、畑、面積、1,241平方メートルのうち0.92平方メートル。

番号4、所在、八街字外満木山地先、地目、畑、面積771平方メートルのうち0.41平方メートル。

番号5、所在、地目同じく面積、504平方メートルのうち0.35平方メートル、区分、一時転用、転用目的、営農型太陽光発電設備用地、転用事由、農地の借受者が耕作を継続しながら、地上権に基づき使用貸借により営農型太陽光発電事業を行い、安定した収入を得たいというものです。

農地の区分は、番号1、番号2、番号4、番号5は、農業振興地域整備計画において定められた、農用地区域内にある農地に該当し、番号3は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等の理由から、第2種農地と判断されます。

番号6から番号8は、同様の内容となりますので、一括してご説明いたします。

番号6、所在、八街字中土手地先、地目、畑、面積、532平方メートルのうち0.35平方メートル。

番号7、所在、滝台字丹尾台地先、地目、畑、面積、284平方メートルのうち0.06平方メートル外1筆、計2筆の合計面積1,384平方メートルのうち0.75平方メートル。

番号8、所在、山田台字山田台地先、地目、畑、面積497平方メートルのうち0.33平方メートル、区分、一時転用、転用目的、営農型太陽光発電設備用地、転用事由、農地の所有者が耕作を継続しながら、地上権に基づき使用貸借により営農型太陽光発電事業を行い、安定した収入を得たいというものです。

農地の区分は、番号6、番号8は、農業振興地域整備計画において定められた、農用地域内にある農地に該当し、番号7は、農用地域内にある広がりのある農地であることから、第1種農地と判断されます。

番号9、所在、文違字文違野地先、地目、畑、面積78平方メートル外1筆、計2筆の合計面積240平方メートル、区分、使用貸借、転用目的、専用住宅用地、転用事由、現在、申請地近隣に兄弟で居住しているが、居宅も老朽化し、既存宅地を売却することになったため、当該申請地に専用住宅を建築したいというものです。

農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等の理由から、第2種農地と判断されます。

番号10、所在、文違字文違野地先、地目、畑、面積240平方メートル、区分、使用貸借、転用目的、専用住宅用地、転用事由、現在、申請地近隣に兄弟で居住しているが、居宅も老朽化し、既存宅地を売却することになったため、当該申請地に専用住宅を建築したいというものです。

農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等の理由から、第2種農地と判断されます。

なお、番号9、番号10は、関連しております。

番号11、所在、榎戸字方角台地先、地目、畑、面積439平方メートル、区分、売買、転用目的、駐車場12台用地、転用事由、現在、給排水等設備業を営んでいるが、駐車スペースが少なく、社員や来客者用の駐車場が不足しているため、事務所に隣接している当該申請地を駐車場として整備し利用したいというものです。

農地の区分は、農用地域内にある広がりのある農地であることから、第1種農地と判断されます。

番号12、所在、八街字実生松地先、地目、山林、現況畑、面積、970平方メートル、区分、売買、転用目的、倉庫1棟用地。転用事由、現在、梱包資材の販売業を営んでいるが、業務拡張に伴い倉庫が不足しているため、既存倉庫に隣接している当該申請地に新たに倉庫を建築したいというものです。

農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等の理由か

ら、第2種農地と判断されます。

番号13から番号15は関連しておりますので一括してご説明いたします。

番号13、所在、朝日字竹里地先、地目、畑、面積46平方メートル外3筆、計4筆の合計面積175平方メートル。

番号14、所在、地目同じく面積16平方メートル。

番号15、所在、地目同じく面積、3.13平方メートル外3筆、計4筆の合計面積26.27平方メートル、区分、売買、転用目的、建売分譲住宅1棟及び道路用地、転用事由、現在、不動産業を営む権利者が建売分譲住宅1棟の建築と道路を整備し販売するものです。

農地の区分は、第一種住居地域にある農地であり、第3種農地と判断されます。

番号16、番号17は関連しておりますので一括してご説明いたします。

番号16、所在、八街字桃園地先、地目、畑、面積661平方メートル。

番号17、所在、地目同じく面積330平方メートル、区分、売買、転用目的、宅地分譲3区画用地、転用事由、現在、不動産業を営む権利者が宅地分譲として、3区画造成し販売するものです。

農地の区分は、第二種中高層住居専用地域にある農地であり、第3種農地と判断されます。

番号18、所在、八街字四番野地先、地目、畑、面積67平方メートル、区分、売買、転用目的、通路用地、転用事由、所有している山林は、赤道に接しているが幅員が狭く軽トラックも入れないため、隣接した当該申請地を通路用地として整備し、山林を適切に管理するために利用したいというものです。

農地の区分は、第二種中高層住居専用地域にある農地であり、第3種農地と判断されます。

番号19、所在、八街字佐倉道地先、地目、畑、面積583平方メートル、区分、売買、転用目的、資材置場用地、転用事由、現在、宅地建物の改修工事を行っているが、資材置場がないため、当該申請地を資材置場として整備し利用したいというものです。

農地の区分は、第一種住居地域にある農地であり、第3種農地と判断されます。

番号20、所在、東吉田字猪ノ谷ツ地先、地目、田、面積、582平方メートル外4筆、計5筆の合計面積977.99平方メートル、区分、売買、転用目的、資材置場用地、転用事由、現在、不動産業を営んでいるが、都合により利用している資材置場を手放すことになったため、代替地として道路より広く出入りができ、利便性の良い当該申請地を資材置場として整備し利用したいというものです。

農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等の理由から、第2種農地と判断されます。

番号22、所在、上砂字大峠地先、地目、畑、面積1,563平方メートル外1筆、計2筆の合計面積2,910平方メートル、区分、売買、転用目的、駐車場21台用地、転用事由、現在、総合スクラップ業を営んでいるが、搬送用車両の専用駐車場がなく、取り扱う廃材も増加し、手狭なため、当該申請地を駐車場として整備し利用したいというものです。

農地の区分は、農用地域内にある広がりのある農地であることから、第1種農地と判断さ

れます。

なお、本件は、裁判で判決の確定による申請でございますので、権利者のみの単独申請となっております。

以上です。

○岩品会長

議案の説明が終わりましたので、担当委員の調査報告をお願いします。

最初に、議案第4号1番、2番について、小山委員、調査報告をお願いします。

○小山委員

議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請についてです。1番、2番は、目的が同一のため、一括して調査報告を申し上げます。

まず、立地基準についてですが、申請地は八街北中学校から南へ200メートルに位置し、道路に面しており進入路は確保されております。農地性としては、農業振興地域整備計画により定められた農用地に該当します。しかし、申請は営農型太陽光発電設備ということで、支柱部分の一時転用であることから、議案第4号の1番と2番は、農振農用地の場合の事務指針30ページ①の㊸による例外に該当すると判断しました。

次に、一般基準ですが、当申請は平成29年12月26日に許可されたものを継続するものです。

営農計画ですが、今後ヒサカキを栽培する計画です。また、権利者、義務者、耕作者が異なることから、再度、念書によりお互いの責任について確約をされています。

以上の調査結果から、本案件は営農型太陽光発電事業であり、耕作を継続しながら行う事業でありますので、何ら問題ないと思われれます。

以上で調査報告を終わります。

○岩品会長

次に、議案第4号3番について、浅羽委員、調査報告をお願いします。

○浅羽委員

議案第4号3番、農地法第5条の規定による許可申請について調査報告します。

申請地は、JR榎戸駅から南東へ約500メートルに位置し、道路に面しております。進入路は確保されていて、第2種農地です。当申請は営農型太陽光発電設備ということで、権利者と義務者と耕作者は異なることから、念書によるお互いの責任について確約を交わされています。

以上の結果から、本案件は営農型太陽光発電事業であり、耕作が継続されながら行う事業でありますので、一時転用は何ら問題ないものと思われれます。

以上で終わります。

○岩品会長

次に、議案第4号4番から6番について、望月委員、調査報告をお願いします。

○望月委員

議案第4号4番、5番、6番については、同一状況のため一括して調査報告をします。

まず立地基準ですが議案第4号4番と5番は八街市役所より西へ4キロメートルに位置し、議案第4号6番は八街市役所より西へ3キロメートルに位置します。いずれも八街市道からの進入路は確保されております。農地区分としては、いずれも農業振興地域整備計画における農振農用地です。しかし、申請は営農型太陽光発電設備ということで、支柱部分の一時転用であることから、事務指針30ページ①の㉔による例外に該当します。

申請者の転用事由詳細は、農地の借受者が耕作を継続しながら、地上権に基づき使用賃借により営農型太陽光発電事業を行い安定した収入を得たいというもので、議案第4号4番と5番は、令和元年11月25日付け、議案第4号6番は、令和元年12月26日付けの許可を継続するものです。

本案件は、営農型太陽光発電事業の支柱部分の一時転用であり、耕作物はヒサカキです。現地の状況は、いずれもヒサカキが定植され、しっかりと管理されています。

以上の結果から、本案件は何ら問題ないものと思われます。

以上で調査報告を終わります。

○太田主査

4番、5番について事務局より報告させていただきます。望月委員の調査報告のとおり、立地基準及び一般基準ともに何ら問題ありませんが、事務局により毎年の営農報告を調査したところ、昨年まで一度も地域の平均収量の八割に達しておりませんでしたので、事務局としては、一年間の条件付き許可相当でその旨意見に付すことが妥当ではないかと思われます。

以上です。

○岩品会長

次に、議案第4号7番について、小川委員、調査報告をお願いします。

○小川委員

議案第4号7番、農地法第5条の規定による許可申請について調査報告いたします。

本申請は、営農型太陽光発電設備の支柱部分の一時転用継続申請となります。まず、立地基準ですが、市立二州小学校より北西に約600メートルに位置し八街市道に面しており、進入路は確保されております。

農地区分は事務指針26ページ、②の㉔に該当するため、第1種農地と判断しましたが、事務指針30ページ②の㉔による例外に該当します。

次に、一般基準ですが、平成29年12月に許可を受け、今後も継続するもので、営農計画はヒサカキの栽培を予定しております。また、申請地は、土地改良受益地ではありません。耕作は継続されながらの事業ですので、本案件は問題ないものと思われます。

以上で調査報告を終わります。

○岩品会長

次に、議案第4号8番について、板倉委員、調査報告をお願いします。

○板倉委員

議案第4号8番、農地法第5条の規定による許可申請について調査報告いたします。

立地基準ですが、二州小学校より西へ約1.2キロメートルに位置しており、八街市の市道において進入路は確保されております。農振農用地で、事務指針29ページ①の②による例外に該当します。

今回、一時転用継続申請ということで、これからも耕作しながら営農型太陽光発電事業を行い、安定した収入を得たいとのことです。

耕作物はヒサカキで、耕作準備のため手入れがされており、防災面では周りをフェンスで囲うなど、環境に配慮されており、本案件は何ら問題ないと思われま

す。以上で調査報告を終わります

○岩品会長

会議中ですが、ここで10分間休憩します。

休憩 午後3時54分

再開 午後4時06分

○岩品会長

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第4号9番、10番について、京増委員、調査報告をお願いします。

○京増委員

議案第4号9番について、調査報告申し上げます。なお、この案件は、議案第4号10番と隣接した土地であり、内容も同一に関連しておりますので、一括して報告いたします。

本案件は、当該地に、専用住宅の建設の許可を求める申請であります。

まず、立地基準ですが申請地は、市役所より北に約1.5キロメートルに位置しており、八街市道に面しており進入路は確保されております。農地区分としては農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地ですので、事務指針の29ページの⑤の(b)に該当するため、第2種農地として判断いたしました。

次に、一般基準ですが、本申請は、専用住宅用地ということですが、申請面積は9番及び10番共に240平方メートルであり、建築面積との関係においても、面積妥当と思われま

す。資金の確保につきましては、共に借入金にて賄う計画となっております。申請地には、小作人等権利移転に対して支障となるものはありません。

次に、周辺農地の営農条件への支障についてですが、周囲は、権利者所有の土地であり、ブロック積で土留めを施工予定で、土砂の流出はなく、用水は市営水道、雨水は浸透枿を設置し宅内処理、汚水、雑排水は合併浄化槽で処理後、道路側溝へ放流する計画となっておりますので、支障はないものと思われま

す。また、申請地は土地改良受益地ではありません。

防災面ですが、通勤通学時間帯には資材搬入等を行わないことと共に、安全には万全を期して行うとのことでした。

権利者は、現在、近隣に兄弟で居住しておりますが、老朽化に伴い居住しづらくなってお

り、申請地にそれぞれ住居を新築し独立して生活したいとの理由もあり、併せて許可後速やかに事業を行うものと判断いたしました。

これらのことから、立地基準、一般基準共に本案件は問題ないものと思われま

す。以上で、調査報告を終わります。

○岩品会長

次に、議案第4号11番について、山本和秀委員、調査報告をお願いします。

○山本和秀委員

議案第4号11番について、調査報告申し上げます。

まず、立地基準についてですが、申請地は市役所より北西方向へ約2キロメートルに位置し、進入路は確保されています。農地区分としては、事務指針の26ページ、②の㉔に該当するため、第1種農地と判断し、第1種農地の場合は、事務指針30ページの②の㉔、(オ)による例外に該当します。

次に、一般基準ですが、現在、申請地は権利者の隣接地で、車両の駐車スペースが手狭になったため申請地を駐車場として整備し利用したいとのことです。申請面積は439平方メートルで、車12台分の用地で、資金の確保につきましては自己資金で賄う計画となっております。

次に、事業計画については、土地を整地し砕石を敷き、転圧し、ロープで駐車区分をする計画となっております。雨水は敷地内に自然浸透させ、汚水、雑排水はありません。

次に、周辺農地の営農条件への支障については、用地周辺には周辺農地への日照、通風に影響がない高さのコンクリートブロックを設置し、砕石の散在及び雨水の流出等を防止する計画となっております。なお、隣接農地所有者に事業計画について説明し、了承をしていたとのことです。周辺農地の営農条件に支障はないものと思われま

す。これらのことから、立地基準、一般基準ともに、本案件は何ら問題ないと思われま

す。以上、調査報告を終わります。

○岩品会長

次に、議案第4号12番について、師岡委員、調査報告をお願いします。

○師岡委員

議案第4号12番について、調査報告を申し上げます。

まず立地基準ですが、申請地は市役所より西南西約6.2キロメートルに位置し、八街市道に面しており進入路は確保されております。農地区分としましては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地ですので、事務指針28ページ⑤の(b)に該当するため、第2種農地と判断しました。

次に一般基準ですが、本申請は倉庫用地ということで、申請面積は970平方メートルであり、建築面積との関係においても面積妥当と思われま

次に、周辺農地の営農条件への支障についてですが、申請地は平坦地のため、大規模な造成工事は不要で、簡単な整地を行うことで倉庫建築が可能であり、敷地の周囲をブロック積みで囲うなどの対策を講じることとなっておりますので、支障を来すことはないと思われま
す。雨水は敷地内自然浸透で、汚水、雑排水については、倉庫としての利用にとどまり事務
室等を併設しないため該当しないとなっております。なお隣接農地は譲渡人が所有しており、
転用後の用途については譲受人が十分説明し、事業計画については了承しているとのこと
でした。また、申請地は、土地改良受益地ではありません。

権利者は四街道に商品保管場所を確保して事業を営んでおりましたが平成28年の台風で
被害に遭い、商品の品質確保が難しい状況になって申請地に倉庫を建てたいとの理由もあり、
必要性も認められ、併せて許可後速やかに事業を行うものと判断しました。

これらのことから、立地基準、一般基準ともに本案件は何ら問題ないものと思われま
す。
以上で調査報告を終わります。

○岩品会長

次に、議案第4号13番から18番について、繁田委員、調査報告をお願いします。

○繁田委員

議案第4号13番、14番、15番は関連しているため、一括して調査報告します。

まず、立地基準ですが、市役所より北東方向1.1キロメートルに位置し、八街市道より
進入路は確保されております。農地区分としては、事務指針28ページ④の⑥の(ウ)に該
当するため、第3種農地と判断しました。

次に一般基準ですが、本申請は、建売分譲2区画及び道路用地とのことです。面積は約7
32平方メートルであり、建築面積との関係においても面積妥当と思われま
す。次に資金の確保につきましては、自己資金で賄う計画です。申請地には小作人等の権利移転に対して支
障となるものはありません。

次に、周辺農地の営農条件への支障についてですが、申請地内をブロック積みし、土砂等
の流出を防ぐ計画となっており、隣接地に第三者所有の農地はありません。用水は公営水道、
雨水は浸透枡で敷地内処理し、汚水、雑排水は本下水道へ接続し放流するとのことです。

これらのことから、立地基準、一般基準ともに、本案件は何ら問題ないものと思われま
す。

次に、議案第4号16番、17番は関連している為、一括して調査報告します。

まず、立地基準ですが、市役所より北方向600メートルに位置し、八街市道より進入路
は確保されております。農地区分としては、事務指針28ページ④の⑥の(ウ)に該当する
ため、第3種農地と判断しました。次に一般基準ですが、本申請は、宅地分譲3区画用地と
のことです。面積は991平方メートルであり建築面積との関係においても面積妥当と思わ
れま
す。次に資金の確保につきましては自己資金で賄う計画です。申請地には小作人等の権
利移転に対して支障となるものはありません。

次に、周辺農地の営農条件への支障についてですが申請地内をブロック積みし、土砂等の
流出を防ぐ計画となっており、隣接農地所有者へ事業計画について説明し、了承している

のことですので、周辺農地の営農条件に支障を来すことはないと思われます。用水は井戸、雨水は浸透枮で敷地内処理し、汚水、雑排水は合併浄化槽処理し側溝へ接続し放流することです。

これらのことから、立地基準、一般基準ともに、本案件は何ら問題ないものと思われます。次に、議案第4号18番について調査報告します。

まず、立地基準ですが、市役所より北西方向へ950メートルに位置し、八街市道より進入路は確保されております。農地区分としては、事務指針28ページ④の⑥の（ウ）に該当するため、第3種農地と判断しました。

次に一般基準ですが、本申請権利者は、申請地に隣接の山林を所有しており、山林は赤道に接していますが、幅員約1メートルのため八街市道に接した申請地を譲り受けることにより、雑草等の管理が容易になり近隣住民に迷惑をかけないようにしたいとのこと。次に資金の確保につきましては自己資金で賄う計画です。申請地には小作人等の権利移転に対して支障となるものはありません。

また申請地は土地改良受益地ではありません。

これらのことから、立地基準、一般基準ともに、本案件は何ら問題ないものと思われます。以上で調査報告を終わります。

○岩品会長

次に、議案第4号19番について、井口委員、調査報告をお願いします。

○井口委員

議案第4号19番について、調査報告します。

まず立地基準ですが、申請地は市役所より西へ約1.5キロメートルに位置し、赤道と所有者より通行路として承諾を得ている使用許可な土地に面しており、進入路は確保されております。農地区分としては用途地域内の第一種住居地域にあたり事務指針の28ページ④の⑥の（ウ）に該当するため、第3種農地として判断しました。

次に一般基準ですが、本申請は資材置場ということですが、申請面積は583平方メートルです。資金の確保につきましては、自己資金で賄う計画となっています。申請地には小作人等、権利移転に対して支障となるものはありません。

次に周辺農地の営農条件への支障について、隣接地に対する被害防除計画は本地隣接境界に擁壁等がない所にはブロック等を積み、土砂の流出を防ぎ、雨水についても敷地内に浸透させる計画となっていますので、周辺農地の営農条件に支障を来すことはないと思われます。なお事業計画について隣接所有者に確認したところ、説明を受け了承しているとのことです。

また、申請地は土地改良受益地ではありません。

権利者は現在資材置場がないため、外注による費用負担や時間的融通面、今後の事業展開を考慮すると申請地を資材置場とすることが最良ということで、必要性についても認められ、併せて許可後速やかに事業を行うものと判断しました。

これらのことから、立地基準、一般基準ともに本案件は何ら問題ないものと思われます。
以上、調査報告を終わります

○岩品会長

次に、議案第4号20番について、寺嶋委員、調査報告をお願いします。

○寺嶋委員

議案第4号20番、農地法第5条の規定による許可申請について調査結果を報告します。

立地基準についてですが、申請地は市役所より南西に2.7キロメートルに位置し、八街市道に隣接しています。農地区分は事務指針29ページ⑤の(b)に該当するため、第2種農地と判断されます。

次に一般基準ですが、本申請は資材置場用地で、申請面積977.99平方メートル、資金は自己資金で賄う計画となっています。用水、排水は無し、雨水は敷地内浸透、申請地の一部には、北総中央用水の地上権が設定されていますが、関東農政局より資材置場を全部事項証明書権利部の特約を遵守して利用するならば問題なしとの回答を得ています。

次に周辺農地の営農条件への支障については、隣接農地の所有者にお話を聞きましたが、隣接農地の方は説明済みとなっていますが、説明はなかったとのことでした。現地で調査を行っていたら近所の人に来て、何をしてるのかと聞かれたので、私は農業委員会から頼まれて申請場所の調査をしますと言ったところ、いろいろ言われたので文書にして出してほしいと話したところ、もって来ました。読みます。「資材置場設置についてのお願い。申請地に隣接する公道は山田台から佐倉へ抜ける裏路で、乗用車・大型トラック等の交通量が著しく、また、急カーブの交差点もある所です。この交差点では、死亡事故、接触事故も多く発生した。当東吉田地区でも危険箇所の一つである。よって、この申請の事業がないのが一番良いと考えているので、よろしくご配慮くださるようお願いいたします。また、東吉田区の意見を聞いていただきたいと思います。」この方は、区会で話をするとおっしゃいました。

このことから、この申請は保留でお願いします。

○岩品会長

次に、議案第4号22番について、石井委員、調査報告をお願いします。

○石井委員

議案第4号22番、農地法第5条の規定による許可申請について調査報告します。

まず、立地基準ですが申請地は市役所より南へ約1.1キロメートルに位置し、八街市道に面しており、進入路は確保されています。農地区分としては、事務指針26ページ②の④に該当するため、第一種農地と判断しましたが、事務指針30ページdの④の(オ)による例外に該当すると判断しました。許可を受けようとする面積ですが、2,910平方メートルであります。

平成16年に法人化し、現在は搬送用車両25台を有しており、申請地を事業用車両専用駐車場として利用したいため、本件申請になったそうです。

事業計画ですが、隣接農地の境界にはブロックを設けて、雨水土砂等が流出しないように

するそうです。

隣接農地の同意ですが、説明をし同意をいただいたとなっておりますが、3名いますが本人確認したところ、3名とも話があつて同意したとのこと。事業者にも確認したところ、搬送用車両置場として以外には使用しないとのことです。

以上のことから、本案件は問題ないと思われます。

以上で調査報告を終わります。

○梅澤事務局長

先ほど20番について、寺嶋委員より今回の議案は保留でお願いしたいとの発表がありましたが、農地法では要件がそろっていれば、保留というわけにはいきませんので、許可相当で良いか否か採決いたしますので、ご了承願います。なお、本日頂いた要望書は農業事務所に申請書類と併せて送付いたします。

○岩品会長

担当委員の調査報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑ありませんか。

○古市委員

議案第4号16番、17番についてですが、この権利者は、以前、違反があつて始末書等を提出させるというような経緯があつた案件だと思つてのですが、今回、また申請があがってきたというのはどういうことなのでしょう。

○岩品会長

事務局、お願いします。

○太田主査

古市委員のおっしゃるとおり、この権利者は、自社の倉庫を建築する内容で許可をとつたものを計画変更承認をとらずに所有権移転してしまつた経緯があります。しかし、この件について農業事務所と協議し、計画承認申請と5条許可申請により追認し許可となりました。従つて、違反は解消されたものと判断し、今回の申請は、問題ないと思われます。

○古市委員

分かりました。

○岩品会長

ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○岩品会長

質疑がなければ、質疑を打ち切り採決します。

最初に、議案第4号1番、2番を、許可相当で決定することに、賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、1番、2番は許可相当で決定します。

次に、議案第4号3番を、許可相当で決定することに、賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、3番は許可相当で決定します。

次に、議案第4号4番、5番を、許可期間1年の条件を付けて許可相当で決定することに、賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、4番、5番は許可期間1年の条件付き許可相当で決定します。

次に、議案第4号6番を、許可相当で決定することに、賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、6番は許可相当で決定します。

次に、議案第4号7番を、許可相当で決定することに、賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、7番は許可相当で決定します。

次に、議案第4号8番を、許可相当で決定することに、賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、8番は許可相当で決定します。

次に、議案第4号9番を、許可相当で決定することに、賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、9番は許可相当で決定します。

次に、議案第4号10番を、許可相当で決定することに、賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、10番は許可相当で決定します。

次に、議案第4号11番を、許可相当で決定することに、賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、11番は許可相当で決定します。

次に、議案第4号12番を、許可相当で決定することに、賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、12番は、許可相当で決定します。

次に、議案第4号13番から15番を、許可相当で決定することに、賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、13番から15番は、許可相当で決定します。

次に、議案第4号16番、17番を、許可相当で決定することに、賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、16番、17番は、許可相当で決定します。

次に、議案第4号18番を、許可相当で決定することに、賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、18番は、許可相当で決定します。

次に、議案第4号19番を、許可相当で決定することに、賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、19番は、許可相当で決定します。

次に、議案第4号20番を、許可相当で決定することに、賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手多数)

○岩品会長

挙手多数ですので、20番は、許可相当で決定します。

次に、議案第4号22番を、許可相当で決定することに、賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、22番は、許可相当で決定します。

次に、議案第5号、軽微な農地改良事業適合証明の交付についてを議題とします。

この議案は調査委員会案件です。調査班第1班が担当したので、長野班長から調査報告をお願いします。

○長野委員

議案第5号、軽微な農地改良事業適合証明の交付について、調査班第1班が担当いたしましたのでご報告いたします。

10月29日、現地確認調査及び面接調査を行いました。通常であれば、調査委員会で現地確認を行い、後日、面接調査を行いますが、現地調査時に申請人から直接現地を見ながら確認した方が判断しやすいと思い、現地調査と面接調査を同日に実行しました。調査員は調

査班第1班の私と佐伯委員、古市委員、そして貫井副会長と地区担当推進委員の中村委員と保谷委員、事務局の齋藤主査、太田主査、申請人2人が出席し行いました。

本案件は農地所有適格法人が権利者となります。この申請の権利者になるためには、農地法第2条第3項に規定する要件を満たす必要がありますが、権利者は法人形態や事業要件など、全ての要件を満たしております。

まず立地基準には、八街駅から見て南西方向に5.5キロメートルにあり、進入路は確保されております。小谷流の里に隣接しています。今回提出されました申請は、「軽微な農地改良」であって、2筆の面積合計が2,522平方メートルです。現状は、雑草が生えている状態ではありますが、草刈りをした後で埋め立てをする計画になっています。進入路は道幅が狭く、搬入については2トンダンプで行うとのことでした。埋立後は芝の育成をする予定になっています。

また隣地の農地は、全て自社の農地になっており、稲刈りをした後が見られました。よって、隣地への影響はないものと思われまます。

土砂は松尾から搬入し、土砂の材料試験結果も報告されており、搬入代金は総額4,576,000円で、整地については自社において行うとのことでした。

確認事項として、①農業経営者が所有する農地である。②単純埋立方式で実施し、既存の表土を掘削することはない。③搬入する土砂は、証明願に添付されている土砂のみを利用するものであり、購入先から直接搬入をする（事業地以外に一時堆積をしない）。④平均盛土の厚さは1メートル未満である。⑤工事施行に伴い、法定外公共物（赤道、青道等）の構造等を変更することはない。⑥工事着手から耕作可能な状態への復元が完了するまでの期間が3か月以内である。⑦土砂等利用による農地造成の面積が概ね3,000平方メートル未満である。⑧農地復元完了後、直ちに作付を行うとの誓約書も提出されており、この案件については問題となることもなく、調査班第1班としては、許可相当と判断しました。

以上で報告を終わります

○岩品会長

担当班長の調査報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○岩品会長

質疑がなければ、質疑を打ち切り採決します。議案第5号1番を、班長報告のとおり交付することに、賛成委員の挙手をお願いします。

（挙手全員）

○岩品会長

挙手全員ですので、1番は交付することに決定します。

次に、議案第6号農用地利用集積計画（案）の承認についてを議題とします。事務局、説明願います。

○齋藤主査

議案書12ページをご覧ください。議案第6号、農用地利用集積計画（案）の承認についてご説明いたします。

本件につきましては、令和2年10月15日付けで、八街市長から、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の承認を求められております。

番号1、所在、八街字立合松西及び立合松北、地目、畑、面積、59平方メートル外3筆、計4筆の合計面積20,677平方メートル、利用権の種類は賃借権、期間は3年、再設定です。

番号2、所在、八街字立合松西、地目、畑、面積、13,150平方メートル、利用権の種類は賃借権、期間は3年、再設定です。

番号3、所在、八街字立合松西、地目、畑、面積、1,725平方メートル外1筆、計2筆の合計面積3,699平方メートル、利用権の種類は賃借権、期間は3年、再設定です。

番号4、所在、八街字元駒場及び鶴ヶ縄手、地目、畑、面積、12,253平方メートル外1筆、計2筆の合計面積22,824平方メートル、利用権の種類は賃借権、期間は3年、新規です。

番号5、所在、八街字東金道、地目、畑、面積、2,214平方メートル外5筆、計6筆の合計面積6,597平方メートル、利用権の種類は使用貸借権、期間は5年、新規です。

番号6、所在、八街字東金道、地目、畑、面積、1,285平方メートル、利用権の種類は使用貸借権、期間は5年、新規です。

番号7、所在、沖字西沖、地目、畑、面積、991平方メートル外5筆、計6筆の合計面積8,095平方メートル、利用権の種類は使用貸借権、期間は5年、新規です。

番号8、所在、滝台字滝台、地目、畑、面積、495平方メートル外7筆、計8筆の合計面積5,338平方メートル、利用権の種類は使用貸借権、期間は5年、新規です。

ただいまご説明いたしました、番号1から8の案件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。

以上です。

○岩品会長

議案の説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○岩品会長

質疑がなければ、質疑を打ち切り採決します。

議案第6号1番から8番を、承認することに、賛成委員の挙手をお願いします。

（挙手全員）

○岩品会長

挙手全員ですので、1番から8番は、承認することに決定します。

次に、議案第7号、相続税の納税猶予に関する適格者証明の交付についてを議題とします。

事務局、説明願います。

○齋藤主査

議案書15ページをご覧ください。議案第7号、相続税の納税猶予に関する適格者証明の交付についてご説明いたします。

相続税の納税猶予制度は、終身、農地を耕作することを条件として一定の要件を満たした場合に相続税の納税が猶予される制度で、農地の細分化防止や農業後継者の確保を目的として設けられております。

相続税の納税猶予を受けようとする場合は、申告期限内に税務署へ申告の提出が必要となります。申告の際、農業委員会の証明する相続税の納税猶予に関する適格者証明が必要となります。

本件は、相続税の納税猶予を受ける者が申告期限までに農業経営を開始し、その後も引き続き農業経営を行うと認められるかを判断するものです。

番号1、所在、榎戸字鷹ノ巣、地目、畑、面積、3,573平方メートル外3筆、計4筆の合計面積12,600平方メートル。

以上です。

○岩品会長

議案の説明が終わりましたので、担当地区の山本和秀委員、調査報告をお願いします。

○山本和秀委員

議案第7号1番、相続税の納税猶予に関する適格者証明の交付について、調査結果を報告します。

まず申請地について、位置は市役所より北西方向に約2.3キロメートルに位置しており、境界は周囲のお茶の木が境界で、隣接の土地所有者も同意しております。現況は畑作地で耕作されております。進入路は八街市道により確保されております。

所有している主な農機具は、トラクター2台、耕運機1台、軽トラック1台、運搬車1台です。労働力は、相続人と母親で、年間農作業従事日数は、相続人が150日、母親が150日です。また、技術力については、問題はありません。

その他参考となる事項として、営農計画については会社員との兼業ですので、麦及びサツマイモ他を予定しております。以上の内容を踏まえ、相続人に確認したところ、今後も引き続き農業を続けていくとのことでありましたので、何ら問題は無いと思われま

す。以上で調査報告を終わります。

○岩品会長

議案の説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○岩品会長

質疑がなければ、質疑を打ち切り採決します。

議案第7号1番を、交付することに、賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、1番は、交付することに決定します。

次に、報告第1号、報告第2号についてを議題とします。事務局、説明願います。

○齋藤主査

議案書16ページをご覧ください。報告第1号、農用地利用集積計画の中途解約に係る通知について、ご説明いたします。

番号1、所在、八街字東堤、地目、畑、面積、1,999平方メートル。合意の成立日、令和2年9月5日、土地引渡時期、令和2年9月30日です。

○太田主査

それでは、17ページをご覧ください。報告第2号、農地法施行規則第53条第14号の規定による農地転用の届出についてご説明いたします。

番号1、番号2は、同様の内容となりますので、一括してご説明いたします。

番号1、所在、八街字鳥羽台地先、地目、畑、面積、3,040平方メートルのうち2.25平方メートル。

番号2、所在、八街字長谷地先、地目、畑、面積900平方メートルのうち2.25平方メートル、目的、携帯電話基地局用地、事業内容、認定電気通信事業者がサービスエリアの拡張をするため、コンクリート柱の基地局を建設するというものです。

以上です。

○岩品会長

ただいまの報告第1号、第2号は、報告事項でありますので、事務局の説明をもって終了しますが、何かご質問等ありますか。

(「質疑なし」の声あり)

○梅澤事務局長

先ほどの議案第4号20番で寺嶋委員が地元の方から受け取りました要望書を、個人情報部分を抜いて参考までにお配りいたしました。

○糸久委員

先ほどのような場合は、農業委員会に行って話をしてと言えばいいのかな。

○梅澤事務局長

そのとおりです。

○山本重文委員

先ほどの議案第4号20番では、隣接農地の所有者に説明がなされていないとのことなので、私は賛成しませんでした。

○糸久委員

近所の人意見を聞いていたら、何も出来なくなってしまうですね。

○岩品会長

質問がなければ、本日の議題審議は全て終了しました。

事務局にお返しします。

○梅澤事務局長

閉会を宣す。(午後5時04分)

議事録署名人

議 長

9 番

10 番